

特別職の退職手当について（意見）

1 はじめに

檀原市長から檀原市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という）に対し、特別職の報酬等の額について諮問されたが、併せて、常勤の特別職の職員の退職手当について、意見を求められた。

審議会の諮問事項には、特別職の退職手当については含まれていないため、審議会における諮問事項の審議と並行して委員懇談会（以下「懇談会」という）という形式で、市長、副市長及び教育長の常勤の特別職の職員の退職手当について、平成25年10月24日から計3回にわたり審議した。

2 経緯

国は、国家公務員の退職手当について、人事院が行った調査結果に基づき、官民均衡を図るために設けられている「調整率」を平成25年1月から段階的に引き下げるために、国家公務員退職手当法の改正を行った。檀原市においても、国から「国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講じるよう要請」されたことに伴い、一般職の職員の退職手当に関する条例を改正し、平成25年4月より施行している。このことに基づき、常勤の特別職の職員の退職手当について意見を求められた。

3 議論

特別職の退職金については、任期毎に給料月額に在職月数を乗じた額に、支給割合を乗じて算出していることを確認し、議論を始めた。

まず、問題になったのが特別職の退職金の位置付けである。一般職の職員については、民間同様に長期間継続勤務する場合の勤続報償的な考え方ができるが、特別職の場合は、任期が4年という一般職の職員に比べ、勤続期間の短さから同じ意味合いとは解釈しがたいことである。4年間の特別職の職責や業務に伴うリスクの対価と捉えてもその額は高額と言わざるを得ないというのが委員の大半の意見であった。また、檀原市の財政状況をみたとき、県内各市及び類似団体84市（Ⅲ-1）から抜粋した29市と比較しても決して良い状況とは言えず、税収入も減少傾向にあることから引き下げることが妥当であるとの意見に至った。即ち、特別職の退職手当については類似団体から抜粋した29市の平均額を基にするという意見が多数を占めた。退職手当額については地域性がみられ、相対的に関西圏の市が高い傾向にあることが認められるところ、全国的な状況を加味し、均衡をとることが妥当との見解である。なお、特別職の退職手当を議論するきっかけとなったのは、一般職の職員の退職手当が官民較差を解消するために支給水準を14.6%引き下げたことに起因することから、この方法（基準）に倣うということも考えられるが、当審議会は類似団体から抜粋した29市平均を採用すべきであるとの見解が多数となった。

4 結 論

市長を含む常勤の特別職の職員の退職手当については、類似団体から抜粋した29市の退職手当額を平均した額になるよう、次のとおり支給割合を決定するのが適当である。

市 長	支給割合	100分の38
副市長	支給割合	100分の26
教育長	支給割合	100分の23

5 付帯意見

当審議会において、特別職の退職手当については様々な意見が出た。そもそも退職手当の位置付けが不明瞭なため、退職手当としては支給せず、報酬として年収に組み込む（そのため年収の増額も考えられる）べきであるとか、退職手当を支給するとして任期中の功績を評価し、退職手当に反映させるべきである（ただ功績の評価基準や評価者の問題等もあり、制度としての現実性に欠けるのではないかとの意見がある）とか、市の財政状況が改善されれば任期中の功績として退職手当額を増額してもよいのではないかとか、そもそも退職手当は必要ないのではないかとか、等々多様な意見が提出されたことを付言する。

総括して、本市特別職の、市政への貢献、努力については十分評価出来るものの、本市の財政状況（税収の低迷、市債の増大等）が苦しい状況に鑑み、当審議会としては、退職手当について厳しい意見を提示せざるを得ないとの結論に至ったものである。